

令和 6 年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 尚仁福祉会
監 査 の 種 類	社会福祉法人指導監査
監 査 実 施 日	令和 6 年 1 1 月 7 日、8 日
実地・書面の別	実地
監 査 担 当 課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・理事との利益相反取引について、速やかに理事会で当該取引の承認の可否について決議すること

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	法人の会計業務について、理事が代表を務める税理士事務所と業務委託契約を締結しているが、当該委託契約は当該理事との利益相反取引になるにもかかわらず、当該委託契約につき理事会に対して所要の承認を受けていなかった。 ついては、契約の必要性及び妥当性、契約額の適正性、これまでの支出の妥当性、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かについても十分検討した上で、当該利益相反取引の適否について理事会の承認を受けること。 なお、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないことに留意すること。 (法第 27 条) (法第45条の16第 4 項において準用する一般法人法第84条)	
2	社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、次のとおり不備があった。 (1) 法人の当初予算編成において、前期末支払資金残高を 0 円としていることから、決算時、前期末支払資金残高及び当期末支払資金残高の予算と決算に差異が生じていた。 (2) 次のとおり決算額と予算に乖離が大きい科目があった。 (例) (単位：円)	

	拠点	勘定科目	予算	決算	差異
	江美の郷	雑収入	0	6,696,035	△6,696,035
	江美の郷	修繕費支出	5,130,000	20,204,919	△15,074,919
	あやめ	雑収入	0	5,537,992	△5,537,992
	あやめ	補助金事業収入	0	7,844,020	△7,844,020
	については、前年度決算が確定後にあっては、前期末支払資金残高の補正を行うなど、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。 なお、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲については、規定や予算等において定めておくのが望ましい。 また、(1)の指摘は、前回に同様の趣旨の文書指摘をしているので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。 (留意事項2(2))(経理規程第21条)				
3	江美の郷拠点区分リース資産の会計処理において、以下の不備があった。 (1) 貸借対照表について、1年以内返済予定リース債務があるにもかかわらず計上されていなかった。 については、リース債務は、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、流動負債に計上すること。 (2) 貸借対照表のその他の固定資産の部のリース資産(3,791,150円)と固定負債の部のリース債務(3,729,000円)に差額が生じていた。 については、差額が生じている原因を究明の上、適正額を計上すること。 (3) 次の有形リース資産について、取得価額の計上額はリース料総額から利息相当額を控除する必要があるにもかかわらず、利息相当額が控除されていなかった。 また、リース資産管理台帳においても、利息以外の額と利息相当額とが区分して記載されていなかった。 については、リース資産の会計処理にあたっては、経理規程に基づき利息相当額は費用計上するとともに、リース資産管理台帳において、適正にリース料の管理を行うこと。 (単位：円)				

	<table><tr><th>名称</th><th>取得 年月 日</th><th>償 却 月数</th><th>取得価格</th><th>期末帳簿価 格</th></tr><tr><td>全自動洗 濯機及び 乾燥機</td><td>R4, 5. 24</td><td>84</td><td>5, 220, 600</td><td>3, 791, 150</td></tr></table> (会計省令第 25 条) (経理規程第 12 条第 4 項、第 49 条第 1 項) (運用上の取扱い 6、 8)	名称	取得 年月 日	償 却 月数	取得価格	期末帳簿価 格	全自動洗 濯機及び 乾燥機	R4, 5. 24	84	5, 220, 600	3, 791, 150	
名称	取得 年月 日	償 却 月数	取得価格	期末帳簿価 格								
全自動洗 濯機及び 乾燥機	R4, 5. 24	84	5, 220, 600	3, 791, 150								
4	計算書類の附属明細書について、以下の不備があった。 (1) 補助金事業等収益明細書について、「区分小計」欄にしか記載がなく、交付団体及び交付の目的等、内訳を記載していなかった。 (2) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について、「繰入金の財源」及び「使用目的等」欄を記載していなかった。 (3) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書について、借入「事業区分名」欄の記載内容が不適切であり、また、「使用目的等」欄を記載していなかった。 (4) 積立金・積立資産明細書について、退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てているにもかかわらず、摘要欄にその旨を明記していなかった。 (5) サービス区分間繰入金明細書について、「繰入金の財源」及び「使用目的等」欄を記載していなかった。 (6) 国庫補助金等特別積立金明細書について、各拠点区分の内訳が作成されていなかった。 については、附属明細書の作成は、様式に従って適切に作成すること。 なお、(6) については、前回に同様の趣旨の文書指摘をしているので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。 (運用上の取扱い 26)											

5	江美の郷拠点区分の特別養護老人ホーム江美の郷サービス区分及びあやめ拠点区分の通所リハビリテーションサービス区分から江美の郷拠点区分の法人本部サービス区分へのサービス区分間繰入金及び事業区分間繰入金について、特別養護老人ホーム江美の郷サービス区分及び通所リハビリテーションサービス区分の当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。 ついては、施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該特別養護老人ホーム江美の郷サービス区分及び通所リハビリテーションサービス区分の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので当該資金収支差額合計に資金不足が生じた範囲の資金繰入に相当する額を繰入元に戻入を行うこと。 なお、当該指摘は、前々回、同様の文書指摘をしているので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。 (老発第188号第2の3(1)、第3の1)	
6	金券(切手)を保有していたが、受払簿と保有枚数が合致していない切手があるなど、管理者による枚数確認が適切に行われていなかった。 ついては、金券も法人資産として適切に管理する必要があることから、不一致発生の防止策を講じた管理及び使用に関する規程を整備の上、適切に管理及び使用を行うこと。 なお、当該指摘は、前々回、同様の文書指摘をしているので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。 (留意事項1(1)(4))	
7	昨年度の監査において、社会福祉法人会計基準に基づかない経理処理を行っていた3点について、真実な内容を明瞭に表示した計算書類を作成するよう文書指摘したところである。 当該指摘に対する法人からの「令和6年3月期決算において修正処理を行う。また、注記にて修正内容を明確に表示する。」との改善状況報告に基づき決算書を確認したところ、以下のとおりであった。 (1)事業未払金及び事業未収金 97,000,000 円の内部取引消去未実施	

	前回指摘事項（１）の公益事業（あやめ拠点区分）と社会福祉事業（江美の郷拠点区分）との間の事業区分間取引について、内部取引消去を行い、改善を図っていた。 ただし、事業区分間取引で当該事業未収金及び事業未払金として計上していた97,000,000 円の内訳について、一部は公益事業の運転資金として社会福祉事業区分から公益事業区分へ資金繰入を行ったもの（返済義務なし）の一部を公益事業から社会福祉事業へ戻入したもの、また一部は、公益事業会計に余剰金が発生していないにも関わらず、本部会計の原資として社会福祉事業区分へ資金繰入を行ったものであることから、こうした資金移動そのものの適否に疑義が生じるところである。 こうした中で事業未収金、未払金が貸付金、借入金として振替処理されているものの、その適否も確認できなかった。 （２）社会福祉事業から公益事業へ繰り入れた運転資金の社会福祉事業への戻入 注記から修正内容を確認できなかった。 （３）公益事業の補填金として受け入れた町からの補填金の扱い 注記から修正内容を確認できなかった。 については、当該指摘は前回指摘事項であることを踏まえつつ、真実の内容を明瞭に表示した計算書の作成に向けて、改めて具体的な対応方針を検討し、その結果を報告すること。 （会計省令第１条、２条、第２５条、２６条） （運用上の取扱い４）（留意事項別添３ 勘定科目 説明）	
--	--	--